

地域生活支援事業利用者負担額助成金の交付について

障がいのある方が、居宅介護、障害児通所支援、移動支援、日常生活用具等のサービスを利用する際には、それぞれ利用ごとに月額負担上限額が設定されています。本市では、サービスを利用する方の負担の軽減を図るため、次のとおり独自の助成を行っています。

1 助成内容

同一月内に、次の①～④のサービスを利用する場合、それぞれのサービスの月額負担上限を一つに合わせ、最大月額負担上限額（下の表、右端の⑤の額）を超えた額を、利用者からの申請に基づきお支払いします（合算の対象はサービス利用料のみで、食事代等は対象外）。

- ① 居宅介護、短期入所等の障害福祉サービス
- ② 障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）
- ③ 移動支援、地域活動支援センターⅡ型、日中一時支援事業
- ④ 日常生活用具給付等事業

例：一般1の18歳未満の方が、放課後等デイサービスと日常生活用具費のサービスを利用した場合、最大で9,200円（4,600円＋4,600円）まで負担する必要がありますが、高松市の場合、表⑤の4,600円の負担までですみます。

さらに、補装具費の支給に係る自己負担額も合算いたします。その場合の最大月額負担上限額は、37,200円です。

世帯区分		月額負担上限額				最大月額負担 上限額⑤
		障害福祉サービス 居宅介護 短期入所 …①	障害児通所支援 児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 …②	移動支援 地域活動支援センターⅡ 型 日中一時支援 …③	日常生活用具費 …④	
一般1	18歳以上	9,300円	4,600円	9,300円	9,300円	9,300円
	18歳未満	4,600円	4,600円	4,600円	4,600円	4,600円
一般2	市町村民税 所得割額が 基準額以上 の世帯 ※1	37,200円	37,200円	37,200円	37,200円	37,200円

※1 18歳以上の場合 世帯員（住民票上の世帯員ではなく、本人と配偶者のみ）合計で市町村民税所得割額が16万円以上の世帯。

18歳未満の場合 世帯員（住民票上の世帯員）合計で市町村民税所得割額が28万円以上の世帯。

注意事項

※あくまで事例ですので、上記以外の場合でも対象になる場合があります
対象になるかご不明な時は、ご相談ください。